ごあいさつ

豊かなセカンドライフを送るために、年金についての知識を得ることは大切です。「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」などをもとに、ご自身の年金を知って、少しでも早く、セカンドライフの準備をしておきたいものです。

この『ねんきんライフプラン』では、年金の受け方を中心に雇用保険や医療保険まで、ライフプランに 欠かせない情報をわかりやすく説明していますので、皆様方のライフプランニングにご活用いただけ ましたら幸いです。

1級ファイナンシャル・プランニング技能士 社会保険労務士2020年4月 鈴江一恵

Contents もくじ

| 1 | 加入年金制度の確認 3 | 13 | 老齢学生年金と雇用保険との調整(2) | |
|----|---|-----------|--------------------|------|
| 2 | 加入中の保険料4 | 13 | 高年齢雇用継続給付 | · 15 |
| | 年金を受けるために必要な加入期間 5 | 14 | 厚生年金基金に加入されていた方の年金 | 16 |
| | 年金が受けられる年齢6 | 15 | 障害年金 | · 17 |
| | 年金のしくみ7 | 16 | 遺族年金 ① | · 18 |
| | 年金額 ① 老齢厚生年金 | 17 | 遺族年金② | · 19 |
| | 年金額②老齢基礎年金9 | 18 | 離婚時の年金分割 | · 20 |
| - | 年金の受け方① | 19 | ねんきん定期便・ねんきんネット | · 21 |
| 8 | 老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ10 | 20 | 年金の請求手続 | · 22 |
| | 年金の受け方② | 21 | 受給にあたって知っておきたいこと | · 23 |
| 9 | #金の受ける ® 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ ············· 11 | 22 | 医療保険・介護保険 | · 24 |
| 10 | 働きながら受ける年金 ① 60 歳台前半の在職老齢年金 | 23 | 退職時の手続 | . 25 |
| 10 | 60 歳台前半の在職老齢年金 12 | 24 | 豊かなセカンドライフに向けて | |
| 11 | 働きながら受ける年金② | 24 | ライフプランニングをはじめよう! | · 26 |
| | 65 歳以降の在職老齢年金 | • | ライフプランシート | . 28 |
| 12 | 老齢厚生年金と雇用保険との調整 ① 失業給付 14 | | ~ | |
| | 大耒柏门 | | 年金記録・年金相談のお問い合わせ窓口 | |
| | | | | 52 |

本誌をお読みいただくにあたって

- ① 本誌は令和2年4月1日時点の年金制度の概要を示したものです。今後の法令改正等にご留意ください。 令和2年度の年金額については、物価・賃金の変動による改定およびマクロ経済スライドによる調整により、 前年度と比べて0.2%の引上げとなります。
- ② 被用者年金一元化(平成27年10月施行)により、共済年金は厚生年金に統一され、厚生年金保険の被保険者は第1号~第4号厚生年金被保険者と種別されることとなりました。本誌では、種別の混乱を避けるため、第1号厚生年金被保険者を「一般厚年」、第2号厚生年金被保険者(国共済厚年)および第3号厚生年金被保険者(地共済厚年)を「公務員厚年」、第4号厚生年金被保険者(私学共済厚年)を「私学厚年」と表記します。なお、一元化後も日本年金機構および各共済組合等が「実施機関」として通知や支払いなどの事務を行っています。
- ③ 受け取る年金は、ご自身や配偶者等の加入履歴や受給状況などによって変わることもありますので、詳細については年金相談をお受けになることをおすすめします。また、手続の際に必要な書類や届出も個々のケースや個人番号(マイナンバー)の利用によって異なりますので、事前に年金事務所等にご確認ください。



加入年金制度の確認

公的年金には、①老齢年金は一生涯受け取ることができる。② 万一の場合、障害年金や遺族年金の保障がある。③税金の補助 がある。といった特徴があります。公的年金のどの制度に加入 しているのかを確認しましょう。





※ 被用者年金一元化前(平成27年9月まで)の共済組合の加入期間に応じて、「経過的職域加算額(共済年金)」が支給されます。 ※ 平成29年1月より、個人型確定拠出年金iDeCo(イデコ)の加入可能者の範囲が拡大され、基本的に60歳未満のすべての方が利 用できるようになりました。

第1号被保険者 第2号・第3号被保険者ではない国内居住で20歳以上60歳未満の方(原則)

第2号被保険者 厚生年金保険の被保険者の方(原則)

※ 65歳以上で老齢年金を受けることができる方等は除きます。

国民年金の被保険者

第3号被保険者 第2号被保険者ではなく、第2号被保険者に扶養されている配偶者(年収130万円 未満などの要件を満たす方)で国内居住の20歳以上60歳未満の方(原則)

▶任意加入被保険者・・・65歳になるまでは、老齢年金の受給資格を得るためや年金額を満額に近づけるために、任意加入する ことができます。また、65歳になっても受給資格がない昭和40年4月1日以前生まれの方については、 70歳になるまで、または受給資格を得るまで特例による任意加入ができます。(原則)

■ 厚生年金保険の被保険者

厚生年金保険の適用事業所に使用される70歳未満の方(原則)

- ※ 会社員は第1号厚牛年金被保険者(一般厚年)、国家公務員は第2号厚牛年金被保険者(国共済厚年)、地方公務員は第3号厚牛 年金被保険者(地共済厚年)、私立学校教職員は第4号厚生年金被保険者(私学共済厚年)と種別されています。
- ※ 短時間労働者(学生を除く)で、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上、雇用期間 1 年以上の見込みの方であって、 企業(被保険者数501人以上(500人以下の場合は労使合意))や国・地方公共団体の事業所に使用される方も被保険者となります。



国民年金の保険料は、第1号被保険者や任意加入被保険者が翌 月末までに納めることとなります。厚生年金保険の保険料は、 報酬に応じた額を、事業主と折半で負担することになります。



国民年金の保険料

令和 2 年度 **月額 16,540 円**

最大2年分の前納が可能 で、割引があります。

- ※保険料は基準額(月額17,000円)に物価や賃金の変動に応じた改定率を乗じて決定されます。令和3年度の保険料は月額 16.610円となります。
- ※保険料の納付義務者は本人・配偶者・世帯主であり、納期限は翌月末となります。納期限から2年を過ぎると時効により納め られなくなります。

付加保険料

第1号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者は、国民年金保険料に上乗せして付加保険料(月額 **400円)**を納付することにより、付加年金を受けることができます。(P.9 参照)

※付加保険料の納付は申し込んだ月分からとなります。なお、国民年金基金の加入者は付加保険料を納めることができません。

■ 保険料の免除

① 第 1 号被保険者の保険料は、事情に応じて免除される場合があります。なお、免除された期間につ いては、10年以内であれば追納が可能です。

| 免除の種類 | 手続 | 所得要件の対象者* ⁴ | 受給資格期間 | 老齢基礎年金額 |
|----------------------|------|------------------------|--------|---------------|
| 法定免除*1 | 届出 | _ | | 1/3または1/2算入*5 |
| 申請免除 (全額・3/4・半額・1/4) | 申請*3 | 本人・配偶者・世帯主 | 算入 | 免除割合に応じて算入 |
| 学生等納付特例 | | 本人 | | ala C |
| 保険料納付猶予*2 | | 本人・配偶者 | | _*6 |

- *1 障害基礎年金を受けている方や生活保護法の生活扶助を受けている方などが対象となります。
- *2 50歳未満の方に限ります。保険料納付猶予制度は令和7年6月までの措置とされています。
- *3 原則として、過去2年(申請時点から2年1ヵ月前)までの期間について、さかのぼって申請が可能です。
- *4 前年の所得が一定額を超える場合であっても免除される場合があります。例:失業・災害等
- *5 平成 21年 3 月以前の期間については 1/3 算入、平成 21年 4 月以後の期間については 1/2 算入となります。
- *6 追納をしなかった場合、老齢基礎年金の年金額には算入されません。
- ② 産前産後期間は保険料が免除され、納付されたものとみなされます。付加保険料の納付は可能です。

厚生年金保険の保険料

報酬*1×18.30%*2

※事業主と折半負担

- *1 月給(標準報酬月額)や3ヵ月を超える期間ごとに支払われる賞与(標準賞与額)などが対象となります。
- *2 私学厚年の保険料率は一般厚年や公務員厚年とは異なりますが、令和9年4月に18.30%に統一されます。

■ 保険料の免除

産前産後・育児休業期間は保険料が免除(本人と事業主分)され、納付されたものとみなされます。

■ 年金記録・年金相談のお問い合わせ窓口 (2020年4月1日現在)

| ■ 一般的な年金相談に関すること | | | | | | | | | |
|--|-------|--|--------------|---|---|--|--|--|--|
| ねんきんダイヤル | | 番 0570-05-1165 050で始まる電話からは、 番 03-6700-1165 | | 月〜金曜 8:30〜17:15 (月曜は19:00まで) ※月曜が祝日の場合、開所日初日は19:00まで 第2 土曜 9:30〜16:00 〔祝日(第2 土曜を除く)・12/29〜1/3除く〕 | | | | | |
| 最寄りの年金事務所 | | ()年金事務所 🔁 (| | 事務所 25(|) | | | | |
| ■ ねんきん定期便・ねんきんネットに関すること | | | | | | | | | |
| ねんきん定期便・ねんき 専用ダイヤル | きんネット | ☎ 0570-058-555 050で始まる電話からは、 ☎ 03-6700-1144 | | 月〜金曜 8:30~17:15 (月曜は19:00まで) ※月曜が祝日の場合、開所日初日は19:00まで 第2土曜 9:30~16:00 (祝日(第2土曜を除く)・12/29~1/3除く) | | | | | |
| 「ねんきんネット」の | 利用 | ・「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー(有効期間 3 ヵ月) ・日本年金機構のホームページ上の申込み → ユーザー ID が郵送される → 登録・マイナポータルとの連携手続 → 「ねんきんネット」にアクセス可能 | | | | | | | |
| ■一般的な年金の加入 | に関するこ | ۲ | | | | | | | |
| 国民年金ねんきん加入者 | | 君 0570-003-004 一般電話 君 03-6630-2525 | | 月~金曜 8:30~19:00 | | | | | |
| ダイヤル | 厚生年金 | 君 0570-007-123 一般電話 君 03-6837-2913 | | 第2土曜 9:30~16:00 〔祝日(第2土曜を除く)·12/29~1/3除・ | | | | | |
| ■ 共済組合に関するこ | ک | | | | | | | | |
| 国家公務員共済組合連合会 地方公務員共済組合連合会 日本私立学校振興·共済事業団 | | 雷 0570-080-556(年 雷 03-3470-9711 雷 03-3813-5321 | F金 部) | 一般電話 🕿 03-3265-8155 | | | | | |
| ■ 厚生年金基金に関す | ること | | | | | | | | |
| 厚生年金基金 | | ()厚生年金基金 🕿 (| | |) | | | | |
| 企業年金連合会 | | ☎ 0570-02-2666 PHS·IP電話からは、☎ 03-5777-2666 | | | | | | | |
| ■ 国民年金基金に関すること | | | | | | | | | |
| 全国国民年金基金 | | ☎ 0120-65-4192 ※最寄りの地域支部につながる | | | | | | | |
| 職能型国民年金基金 | | ()国民年金基金 ☎ () | | | | | | | |
| 国民年金基金連合会 | | ☎ 03-5411-0211 | | | | | | | |
| ■ 確定拠出年金に関す | ること | | | | | | | | |
| 運営管理機関 | | (|) | T (|) | | | | |
| | | | | | | | | | |

ねんきんライフプラン 2020年度版

著 者:鈴江一恵

© Kazue Suzue 2020 発行所:株式会社 経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表 03(3267)4811

発行日: 2020年 4 月30日

無断複製・転用を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えいたします。

定価:460円+税